

一関市再犯防止推進計画

【令和6年度(2024年度)～令和7年度(2025年度)】

令和6年3月

一関市

目 次

はじめに

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 1 | 計画の基本的な考え方 | 2 |
| (1) | 計画策定の背景 | |
| (2) | 一関市の状況 | |
| (3) | 計画策定の目的 | |
| (4) | 計画の位置づけ | |
| (5) | 計画の期間 | |
| (6) | 再犯防止施策の対象者 | |
| (7) | SDGsの理念を踏まえた施策の展開 | |
| (8) | 再犯防止施策の取り組み方針 | |
| 2 | 施策の展開 | 8 |
| (1) | 就労・住居の確保 | |
| (2) | 保健医療・福祉サービス利用の促進 | |
| (3) | 学校等と連携した修学支援の実施 | |
| (4) | 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進 | |
| (5) | 国・県・民間団体等との連携強化 | |
| 3 | 計画の推進体制 | 12 |
| (1) | 庁内の協力体制の充実 | |
| (2) | 関係機関・団体との連携・協力 | |
| (3) | 地域での取り組みの推進 | |
| 資料 | 再犯の防止等の推進に関する法律 概要 | 14 |
| 資料 | 一関市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱 | 16 |
| 資料 | 用語集 | 18 |



はじめに

法務省が作成している犯罪白書によりますと、我が国における刑法犯検挙者数の減少が堅調である一方、二度以上にわたり検挙されている再犯者数の減少は緩やかで、再犯者の割合（再犯者率）は、近年では5割に近い数で推移しています。これは、刑法犯検挙者のおよそ2人に1人が再犯者であるとともに、一度罪を犯した人が更生・社会復帰することの難しさを示しています。

そのような状況は当市においても例外ではなく、犯罪のない、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現のためには、罪を犯した人たちの再犯を防止することが重要な課題であり、そのような人の立ち直りを支え再犯防止を推進するため、このたび「一関市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

再犯者のなかには、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人たちがいます。再犯防止推進にあたっては、このような人たちが地域社会で孤立することなく、必要な支援が得られる環境づくりを進めることが必要であり、そのためには行政のみならず保護司をはじめとした地域の協力者や、市民、事業者等の多くの皆さまが手を取り合い連携しながら取り組んでいくことが重要となります。

当市を代表する先人の一人である^{あしとうざん}芦東山（1696-1776、大東町渋民出身）は、刑法思想の根本原理を論じた大著『無刑録』を著しました。書名の『無刑録』は、『書経』の「刑は刑なきを期す」という、刑罰がなくとも犯罪の発生しない理想の世を願う言葉に由来します。『無刑録』には、刑罰は犯罪に対する報いではなく、罪人をよりよい道に導く「教育刑」であるべきという東山の想いも込められており、このことは、現代の更生保護・再犯防止に通じる思想でもあります。

この言葉を胸に刻み、罪を償った人や立ち直りを望む人を再び地域にあたたかく迎え入れ、社会の一員としてともに歩んでいけるまちづくりを目指してまいりますので、市民の皆さま、関係機関・団体の皆さまには、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご協力いただきました関係機関・団体の皆さま、貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

一関市長 佐藤 善仁

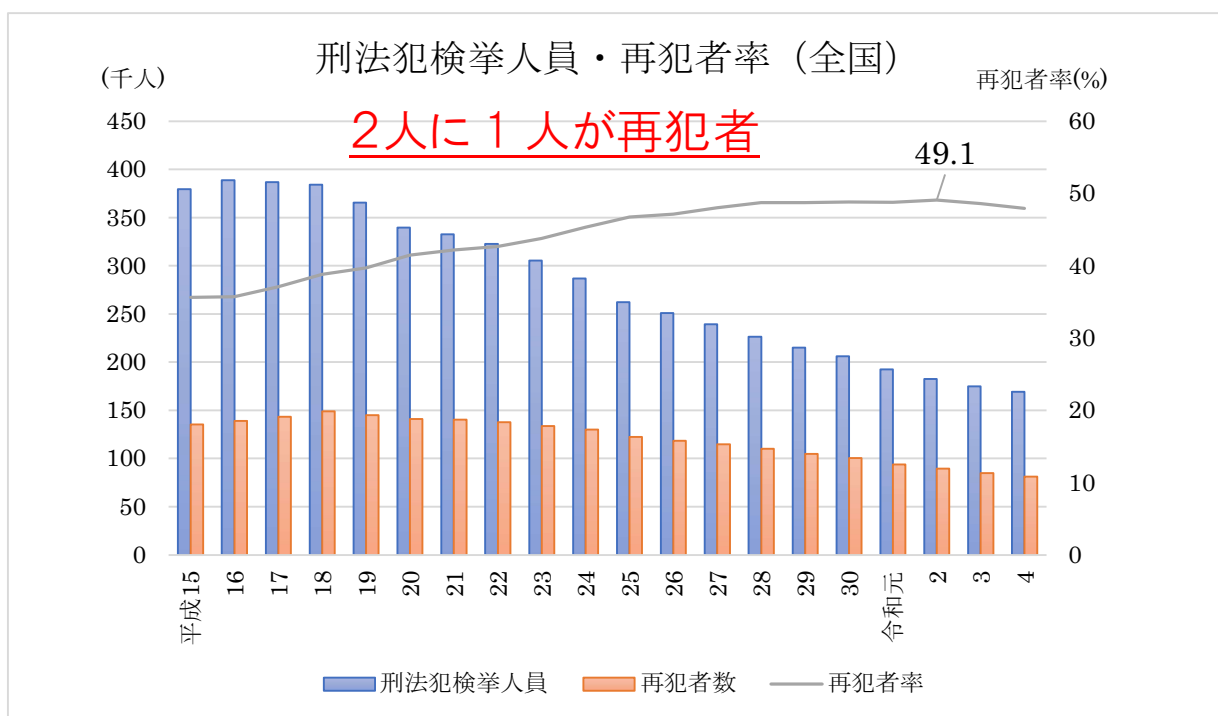
1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

全国における刑法犯検挙人員は、平成 16 年をピークに減少を続けているところですが、その一方、検挙人員に占める再犯者数の割合は上昇傾向で、令和 2 年には過去最高の 49.1%となりました。

このような中、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪が繰り返されない・新たな被害者を生まない、再犯防止対策を推進する取り組みが重要となっていることをふまえ、平成 28 年 12 月、国において「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号。以下「法」という。）が施行されました。

同法第 4 条第 2 項では、市町村に対しても地方の実情に応じた施策の策定及び実施の責務があることが明示されるとともに、同第 8 条では、「都道府県及び市町村は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」として、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されています。



(2) 一関市の状況

① 罪種別検挙の状況

一関・千厩警察署管内における過去3年間の罪種別検挙人数（一部平泉町を含む）は、下表のとおりです。

一関市の犯罪統計データ（一関・千厩警察署管内）※平泉町を含む

| 罪種別検挙人員 | 総数 | 初犯者 | 再犯者 | 犯行時の年齢別 | | | | | | 犯行時の職業別 | | | |
|---------|--------|-----|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-----|---------|--------|-----|----|
| | | | | 20～29 | 30～39 | 40～49 | 50～59 | 60～64 | 65～ | 有職者 | 学生・生徒等 | 無職者 | |
| 令和2年 | 刑法犯総数 | 77 | 40 | 37 | 9 | 12 | 12 | 8 | 8 | 28 | 40 | 1 | 36 |
| | 凶悪犯 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | 粗暴犯 | 17 | 10 | 7 | 3 | 5 | 2 | 0 | 2 | 5 | 9 | 0 | 8 |
| | 窃盗犯 | 45 | 20 | 25 | 4 | 5 | 7 | 5 | 4 | 20 | 18 | 1 | 26 |
| | 知能犯 | 4 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 |
| | 風俗犯 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 |
| | 覚醒剤取締法 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 大麻取締法 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和3年 | 刑法犯総数 | 88 | 52 | 36 | 17 | 14 | 15 | 11 | 8 | 23 | 54 | 0 | 32 |
| | 凶悪犯 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | 粗暴犯 | 24 | 13 | 11 | 6 | 5 | 3 | 7 | 1 | 2 | 19 | 0 | 4 |
| | 窃盗犯 | 45 | 28 | 17 | 4 | 5 | 8 | 3 | 6 | 19 | 22 | 1 | 22 |
| | 知能犯 | 8 | 4 | 4 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | 3 |
| | 風俗犯 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 覚醒剤取締法 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 大麻取締法 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和4年 | 刑法犯総数 | 103 | 58 | 45 | 36 | 9 | 12 | 13 | 4 | 29 | 59 | 6 | 38 |
| | 凶悪犯 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 |
| | 粗暴犯 | 27 | 14 | 13 | 7 | 5 | 5 | 1 | 1 | 8 | 19 | 0 | 8 |
| | 窃盗犯 | 42 | 23 | 19 | 6 | 3 | 5 | 9 | 2 | 17 | 17 | 2 | 23 |
| | 知能犯 | 19 | 14 | 5 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 3 | 2 |
| | 風俗犯 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 覚醒剤取締法 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 大麻取締法 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

一関・千厩警察署管内の罪種別検挙状況は、空き巣・万引き等の窃盗犯が特に多くの割合を占め、全体の約半数を占めています。また、詐欺等の知能犯が令和4年に急増しており、若年層の知能犯が増加している傾向にあります。

犯行時の年齢別検挙人員状況は、65歳以上が全体の約30%と最も高い割合を占めていますが、一方で令和4年に20歳代の検挙人員が急増し、過去3年間の平均では全体の約23%を占め、65歳以上に次ぐ割合となっています。

犯行時の職業別状況は、約41%が無職者となっています。

※ 資料中の罪種の意味

凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強制性交等

粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝等

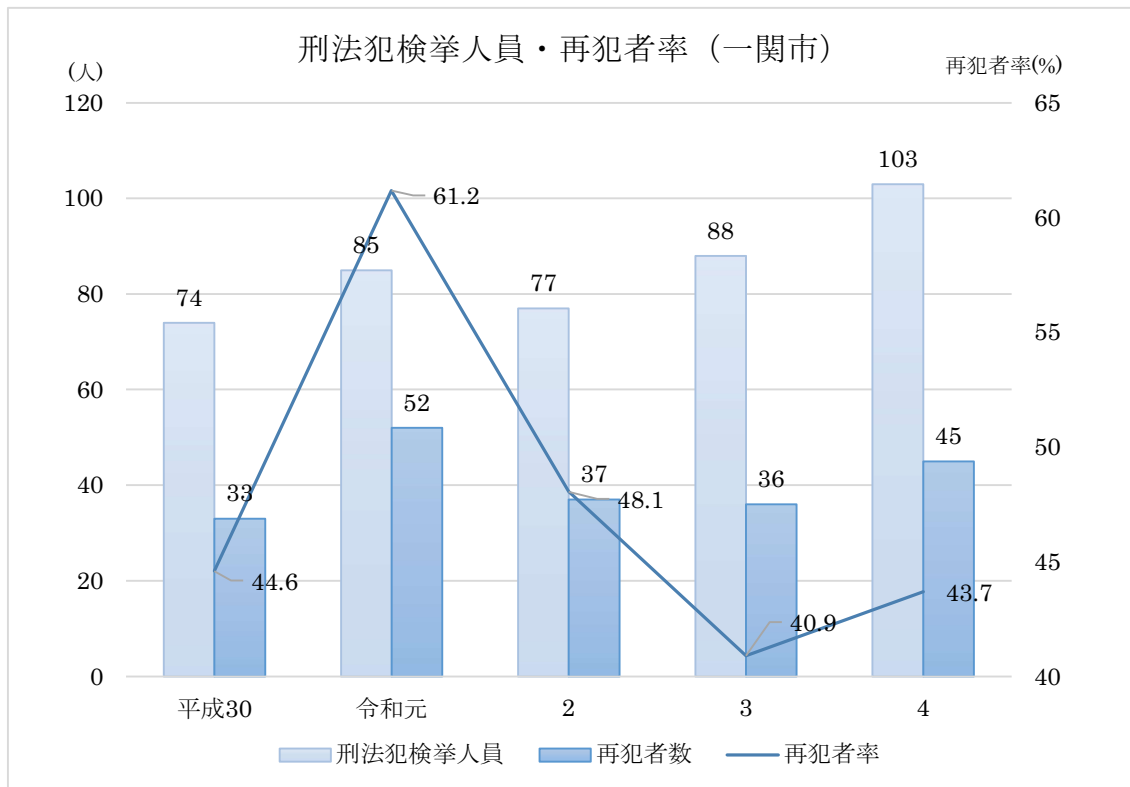
窃盗犯・・・他人の財産を窃取する全ての行為（空き巣、万引き、自転車盗など）

知能犯・・・詐欺、横領、偽造、贈賄、背任等

風俗犯・・・わいせつ、賭博等

② 再犯者率の状況

一関・千厩警察署管内の過去5年間の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)は、下表のとおりです。



一関・千厩警察署管内の過去5年間の再犯者率は47.7%で、全国の48.6%よりも低い割合ですが、検挙人員は直近2年連続で増加している状況です。

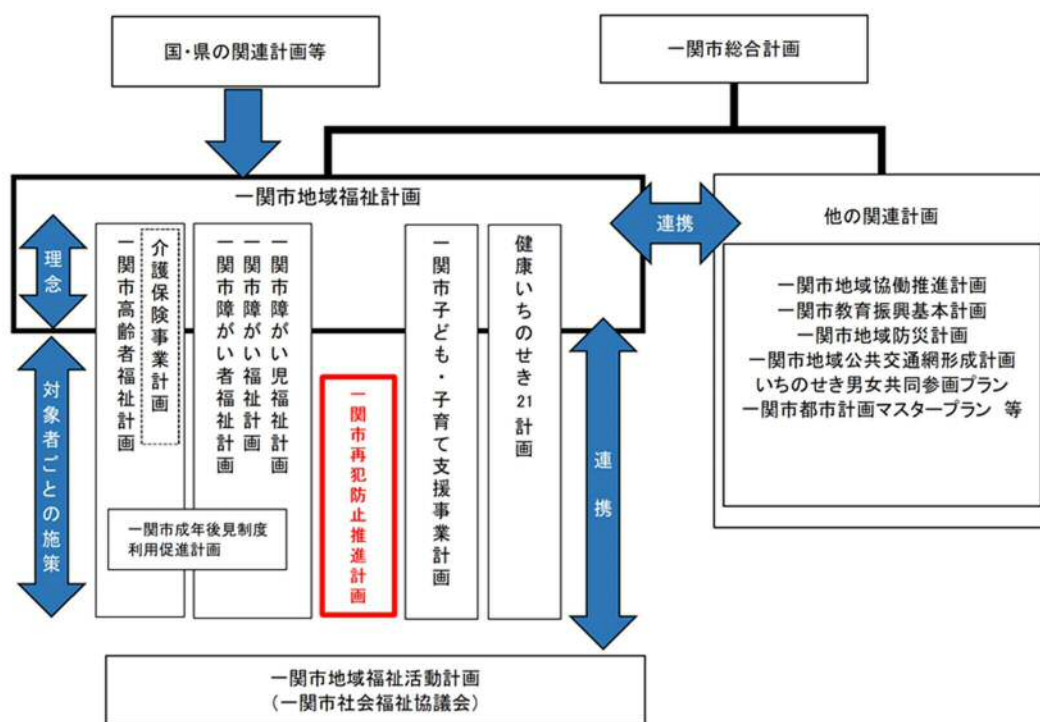
(3) 計画策定の目的

一関市再犯防止推進計画は、法の趣旨をふまえ、罪を犯した者等の立ち直りを支え再犯防止を推進することにより、市民の犯罪被害を防止し誰もが安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を目的として策定するものです。

(4) 計画の位置づけ

この計画は、「誰もが支え合いみんなが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とする一関市地域福祉計画を上位計画として、法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

■市の他計画との関係のイメージ図



(5) 計画の期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和7年度（2025年度）までの2年間とします。

| | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 |
|----------|---------|-----|---------|-----|-----|------|
| 総合計画 | R 3～R 7 | | | | | R 8～ |
| 地域福祉計画 | R 3～R 7 | | | | | R 8～ |
| 再犯防止推進計画 | 未策定 | | R 6～R 7 | | | R 8～ |

(6) 再犯防止施策の対象者

本計画の中で扱う再犯防止施策の対象者は、「犯罪をした者等」とします。

「犯罪をした者等」とは、法第2条において「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」と定義しており、刑務所等の矯正施設出所者だけでなく、保護観察対象者や刑の執行が猶予された人なども含みます。

(7) SDGsの理念を踏まえた施策の展開

一関市総合計画（令和3年3月改定）では、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる持続可能な地域社会の実現に向けて取り組むこととしています。

本計画においてもSDGsの理念を計画に反映させた施策を展開し、SDGsの掲げる17の目標の内、関連する次の8つの目標の達成を目指します。



1 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



10 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



11 住み続けられるまちづくりを
国内および国家間の格差を是正する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセシブルを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



8 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する



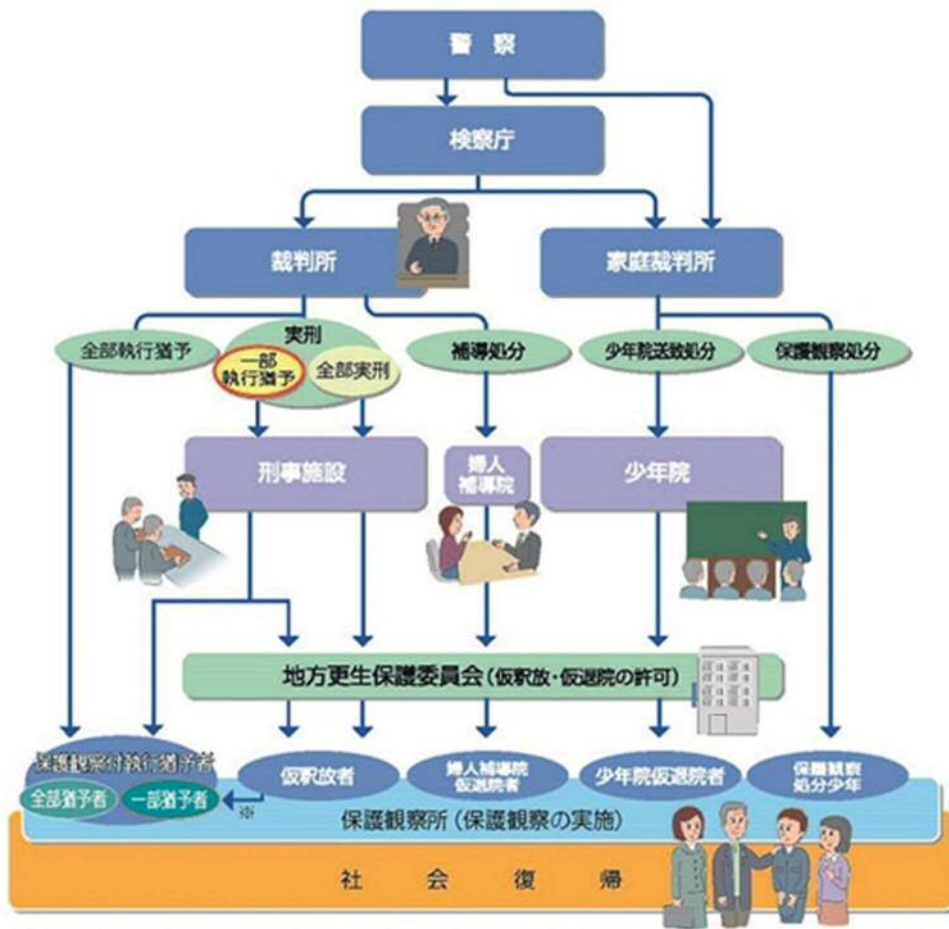
17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(8) 再犯防止施策の取り組み方針

国において策定された再犯防止推進計画の基本方針をふまえ、市は、以下の5項目を重点課題とし国や県、民間団体、市民と連携して施策に取り組みます。

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービス利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
- ⑤ 国・県・民間団体等との連携強化

刑事司法手続きの流れと地域社会に復帰するイメージ



出典：法務省

2 施策の展開

(1) 就労・住居の確保

(1)-1 就労の場の確保

《現状と課題》

刑務所を出所した後、再び入所した者の約7割は、再犯時に無職だった者であることがわかっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は仕事に就いている者の3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっており、再犯防止に向けては、就労を確保し生活基盤の安定を図ることが重要となっています。

◇ 具体的な取り組み

- ① ハローワークやジョブカフェ、いちのせき若者サポートステーション等の関係機関と連携し、就職を希望する人への職業紹介、就職相談、就職に関する各種セミナーの開催、履歴書作成や面接指導などの就職・就労支援を行います。【工業労政課】
- ② 地域の障がい者相談支援事業所や就労継続支援事業所、各種自立支援窓口等と連携し、通常の企業や事業所に勤務することが難しい人の特性に応じた就職・就労支援を行います。【福祉課】
- ③ ケースワーカーや自立支援員、就労支援相談員などの専門職員が、生活に困窮している人の生活相談や、継続的な就労指導を行います。【福祉課】
- ④ 法務省が推進する更生保護協力雇用主制度や、矯正就労支援情報センター室（コレワーク）について広報・周知を行い、犯罪をした者等の雇用促進を図ります。【長寿社会課】

(1)-2 住居の確保

《現状と課題》

刑事施設に再入所した者の中には、前回出所時に適当な帰住先がないまま出所し、極めて不安定な状況で生活する中で再犯に至っている者も多くいることが分かっています。住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠であり、再犯防止を図るためにも重要となっています。

◇ 具体的な取り組み

- ① 市営住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者等に対して提供することで、住居の確保を支援します。【都市整備課】
- ② 不動産業者等に対して住宅セーフティネット制度を周知し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図ります。【都市整備課】

- ③ 離職や廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失、または喪失する恐れがある人に対し、住居確保給付金を支給します。【福祉課】
- ④ 高齢者や障がいのある人が、その特性に応じて安心して生活ができるよう、介護施設や共同生活援助の整備、相談及び情報提供を行います。【長寿社会課・福祉課・地域包括支援センター】

(2) 保健医療・福祉サービス利用の促進

《現状と課題》

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再入所する割合は、全世代の中で最も高いことが分かっているほか、知的障がいのある受刑者についても、一般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

また、犯罪をした者等は、困窮や住居、障がい、高齢、社会的孤立等複合的な課題を有していることが多く、再犯の防止にあたっては、各分野の専門機関が連携して支援していく必要があります。

◇ 具体的な取り組み

- ① 民生委員・児童委員を通じ、地域住民の生活上の困りごと等の相談を聞き取り、必要な福祉サービスの窓口へ繋がります。【長寿社会課】
- ② 地域包括支援センターを高齢者の総合相談窓口とし、保健師や社会福祉士等の専門職員が必要な各種支援を行います。【地域包括支援センター】
- ③ 障がい者相談員を配置し、障がい者福祉に関する相談に応じて助言を行うとともに、必要な福祉サービスの窓口へ繋がります。【福祉課】
- ④ 経済的に困窮する市民に対し、生活保護法に基づき自立に向けた支援を行うとともに、必要な保険医療・福祉サービスが受けられるよう医療扶助認定を行います。【福祉課】
- ⑤ アルコールや薬物依存、こころの不調等への対応について普及啓発を行うとともに、医療機関や一関保健所等と連携し相談支援を行います。【健康づくり課】

(3) 学校等と連携した修学支援の実施

《現状と課題》

全国では、高等学校等への進学率は98.8%と、中学校卒業後ほとんどの者が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、入所受刑者の33.8%が高等学校等に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退している状況にあります。

少年非行の原因には、少年自身の規範意識・コミュニケーション能力の低下等があり、その背景には近年の核家族化、少子化、地域との繋がりの希薄化による

家庭・地域の教育機能の低下等が挙げられているところですが、様々な問題を抱える少年等が、退学・中退等により学習機会や必要な支援から遠ざかってしまうことがないよう、関係機関等が連携して対応することが必要です。

◇ 具体的な取り組み

- ① 児童生徒就学援助事業や奨学金貸付事業により、経済的な理由から就学や進学が困難な人の支援を行います。【学校教育課・教育総務課】
- ② 市内小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応支援相談員を派遣し、児童・生徒のカウンセリングや教職員への助言、保護者との面談等を行い、不登校やいじめ、少年非行の未然防止に努めます。【学校教育課】
- ③ 「一関子ども悩みごと相談電話」を設置するとともに、関係機関の連絡先も周知し、児童・生徒が抱える悩みや不登校、家庭の問題等についての相談を行います。【学校教育課】
- ④ 少年補導委員、少年補導専任委員による街頭巡回活動、悩みごとや非行に関する少年相談などを通して、少年非行の未然防止や適切な助言指導を行います。【少年センター】
- ⑤ 一関保健センター内に、子ども・子育て関連部門を集約した「一関こどもセンター」を設置し、各種子育て支援のほか、子どもや家庭の悩みについての相談、子育てに関する情報発信を行います。【こども家庭課】

(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進

《現状と課題》

地域における再犯の防止等に関する施策の実施は、多くの民間ボランティアや民間団体の協力により支えられており、こうした民間協力者の活動により、地域社会における息の長い支援が形作られているところです。

しかしながら、こうした団体の高齢化や担い手不足により、再犯の防止等の活動を行うための体制の確保が困難となっている現状があり、民間協力者の活動支援や地域住民に対する活動内容の広報・啓発活動の推進が必要となっています。

◇ 具体的な取り組み

- ① 一関地区保護司会や岩手県更生保護協会の運営費を補助し、更生保護活動を支援します。【長寿社会課】
- ② 更生保護の活動拠点として設置されている更生保護サポートセンターについて、市の施設利用料を減免して提供します。【長寿社会課・都市整備課】
- ③ 保護司、更生保護女性の会、BBS会などの民間の更生保護ボランティア

の活動について広く周知し、市民の理解促進を図ります。【長寿社会課】

- ④ 保護司や更生保護女性の会などの更生保護ボランティア等の募集の呼びかけに協力し、各種地域団体へ情報提供するなど、人材の確保を支援します。

【長寿社会課】

- ⑤ 犯罪の未然防止のため、街頭の安全パトロールやイベント時の警戒警備等を行う防犯協会などの地域ボランティアの取組を支援します。【生活環境課】

(5) 国・県・関連機関及び団体等との連携強化

《現状と課題》

犯罪をした者等への支援は、国においては刑事司法手続きの枠組みの中で実施しているところですが、その範囲を離れ、地域社会に戻った後の支援は、地方公共団体が主体となり、一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されています。

再犯防止に向けては、このように国や県、市町村や民間団体等が各々の枠組みの中で必要な支援を行いながらも、互いに連携し、一体となって切れ目のない支援を行っていく必要があります。

◇ 具体的な取り組み

- ① 少年刑務所や少年鑑別所等の刑事・矯正施設、保護観察所や警察等の関係機関、保護司会や更生保護女性の会、BBS会をはじめとする民間協力者と、再犯の防止等に関連する情報を共有し課題の解決に努めます。【長寿社会課】
- ② 警察や防犯協会等の関係機関・団体と連携し、安全・安心なまちづくりに向けた啓発活動を推進することにより、犯罪の起きにくい地域社会づくりを推進します。【生活環境課】
- ③ 国・県・市の関係機関や社会福祉法人、地域のボランティア団体等を構成員として「“社会を明るくする運動”一関市推進委員会」を組織し、再犯防止啓発月間である7月を中心に、官民一体となって“社会を明るくする運動”を実施し再犯防止や更生保護活動について市民の理解促進を図ります。【長寿社会課】
- ④ 保護司会や更生保護女性の会などの更生保護団体が主催する研修会等について、開催の共催・後援を行うとともに、職員の参加を促し職員の理解促進を図ります。【長寿社会課】
- ⑤ 少年刑務所等の刑事施設で実施している教育や訓練、社会貢献活動及び刑務作業製品等の紹介や、少年院の社会復帰支援、少年鑑別所の地域援助業務など、矯正施設で実施している取組についての情報発信を行い、矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する市民の理解促進を図ります。【長寿社会課】

3 計画の推進体制

(1) 庁内の協力体制の充実

庁内関係部署による再犯防止を推進するため、部署を横断した連携・協議の場を設け、情報の共有や理解促進、意識の向上を図り、各部署の事業を適切に活用し本計画を推進します。

(2) 関係機関・団体との連携・協力

本計画の推進に当たっては、庁内のほか、国、県、市内の更生保護団体等の関係機関・団体と連携を強化し、情報交換や意見交換を実施する連絡会を開催するなど、効果的な取り組みを推進します。

(3) 地域での取り組みの推進

地域で見守り・支えあい活動に取り組んでいる町会や自治会、民生委員・児童委員連絡協議会、ほか各種地域団体や事業者などに対し、再犯防止や更生保護について理解を深めるための情報提供を行います。

資料編

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

(出典：法務省)

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

一関市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の地方再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を円滑に策定するため、一関市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯の防止等の推進に関し委員長が必要と認める事項の検討に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会に委員長1人を置き、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる機関又は団体に所属する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 盛岡保護観察所
- (2) 盛岡少年刑務所
- (3) 盛岡少年院
- (4) 盛岡少年鑑別支所
- (5) 一関警察署
- (6) 千厩警察署
- (7) 一関地区保護司会
- (8) 一関地区更生保護女性の会
- (9) 東磐井地区更生保護女性の会
- (10) 一関地区BBS会
- (11) 社会福祉法人一関市社会福祉協議会
- (12) 一関市民生委員児童委員連絡協議会
- (13) 一関公共職業安定所
- (14) 一関地区更生保護協力雇用主連絡協議会
- (15) 一関市防犯協会連絡協議会
- (16) 一関保健所

6 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第5 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、福祉部長寿社会課において処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

用語集

あ行

一関市児童生徒就学援助事業

本市が実施する、経済的な理由で小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費など、就学上必要な経費の一部を援助する事業。

一関市奨学金

経済的な理由により修学困難な人に対し貸与し、人材を育成することを目的とした奨学金。

一関市総合計画

本市が目指すまちづくりの方向性を定めるとともに、市の行財政運営の指針となる計画。

一関市地域福祉計画

本市の保健福祉分野の各個別計画を横断的、体系的に推進するため、施策の理念や考え方を明らかにした保健福祉分野における基本計画。

いちのせき若者サポートステーション

厚生労働省が委託した民間団体が運営する、働くことに悩みを抱えている15～49歳までの人を対象に、就労に向けた支援を行う機関。

SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標として、2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。

か行

帰住先

刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活していく場所。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。

矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

刑務所出所者等の雇用を検討する企業の相談窓口。受刑者・少年院在院者の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、企業のニーズに適合する者を収容する施設について情報提供を行う法務省の機関。通称：コレワーク。東北地方には、宮城県仙台市にコレワーク東北が設置されており、東北6県の事業主を担当している。

刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設である。

刑法犯

刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等）に規定される犯罪のこと。

刑務所

主として受刑者を収容し刑の執行を通じて、改善更生や円滑な社会復帰に向けた様々な処遇を行う施設のこと。

検挙

検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し被疑者とする事。

検挙人員

警察等の捜査機関が検挙した事件の被疑者の数を言い、解決事件に係る者を含めない。

更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと。

更生保護協力雇用主（協力雇用主）

犯罪・非行の前歴のため定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支える民間の事業主のこと。

更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施している。

更生保護施設

仮釈放などにより保護観察となった人や満期釈放、刑の執行猶予、起訴猶予などにより刑事施設から釈放された人や、少年院から出院することとなった人が、住居がない、頼れる人がいない等の理由で直ちに自立することが難しい場合に、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を行いその更生を支援する施設のこと。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置している

更生保護女性の会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体のこと。

拘置所

主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設のこと。

さ行

再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者及び少年矯正施設に2度以上入所・入院した者のこと。

再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

再犯防止啓発月間

再犯防止推進法第6条において、毎年7月を国民の間に広く再犯防止等について関心と理解を深める再犯防止啓発月間と定め、国や地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされている。

執行猶予

判決で刑を言い渡すにあたり、被告の犯情等を考慮して、刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に刑事事件を起こさず経過したときは刑の言い渡しの効力を消滅させる制度のこと。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。1年を通じての活動であるが、特に7月を強調月間としている。

住居確保給付金

離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失、または喪失する恐れがある方に、求職活動の支援を行いながら家賃相当額（上限額あり）を支給する制度。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、保護観察対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする人のこと。

住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とする制度のこと。

少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された者及び少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受けることとされた者を収容し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設のこと。

少年鑑別所

①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。

少年刑務所

主として、犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設のこと。

初入者

受刑のために刑事施設に初めて入所した者及び少年矯正施設に初めて入所・入院した者のこと。

初犯者

犯罪により初めて検挙された者のこと。

ジョブカフェ

都道府県が設置する、15～34歳までの人を対象に、就職支援をワンストップで行う施設のこと。

スクールカウンセラー

心理療法や心理検査等を通して、児童生徒本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒に影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のこと。

た行

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防や地域の高齢者等の相談先として、一関地区広域行政組合が設置している、高齢者の「総合相談窓口」。令和6年3月現在、組合管内に7か所設置している。

な行

入所者

裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所するなどした受刑者のこと。

認知件数

犯罪について、被害の届出、告訴、告発、その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数のこと。

は行

ハローワーク（公共職業安定所）

仕事を探す人や求人事業主に対して、さまざまなサービスを無償で提供する、国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関のこと。

非行のある少年

犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。）、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。）の総称。

BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体のこと。少年矯正施設内での行事や教育活動に協力している団体もある。

保護観察所

各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動などの事務を行っている。また、医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の、生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察などの事務も行っている。

保護司（保護司会）

矯正施設から出所・出院した者も含め、犯罪をした人又は非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のこと。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

一関市再犯防止推進計画

発行：一関市

編集：福祉部長寿社会課

令和6年3月

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

TEL 0191-21-2111（代表）